

## 第1回 武蔵野市保育料審議会 議事要録

- 1 日程及び場所 平成30年9月6日(木)午後7時～9時  
武蔵野市役所西棟8階 811会議室
- 2 出席者 〈委員〉榎田会長、加藤副会長、古谷委員、矢島委員、三澤委員、西巻委員、岡部委員、安藤委員、天野委員  
〈市・事務局〉伊藤子ども家庭部長、菅原子ども育成課長、齋藤保育施設整備担当課長、事務局8名

### 3 次第

#### 開会

#### 委嘱状公布

#### 市長挨拶

皆様、こんばんは。本日は大変お忙しいところ、武蔵野市保育料審議会にお集まりをいただき、まことにありがとうございます。ただいま委嘱状をお渡しいたしました。本審議会は平成26年度に開会されました前回の保育料審議会において、保育料の改定とともに定期的な審議会の開催についてもご答申をいただきましたことから、今年度設置するものでございます。

皆様には、平成27年度にスタートしました子ども・子育て支援新制度への移行後3年が経過した中で、保育料改定の方向性についてご審議をいただきたいと思います。

武蔵野市では、増え続けます保育所の申し込みに対しまして、平成25年3月に待機児童緊急対策本部を設置し、平成30年4月までの5年間に1,200名を超える待機児童対策を実施し、平成31年4月に向けてもさらに約250名の対策を実施する予定でございます。また、平成32年4月の待機児童ゼロの実現に向けて現在取り組んでいるところでございます。

国の幼児教育の無償化につきましてははまだ不透明な部分がございますが、この武蔵野市保育料審議会における皆様の貴重なご意見を参考にしながら、武蔵野市としても待機児童対策としての保育の量だけでなく、保育の質の面においても維持向上に努めながら、子どもたちの健やかな育ちを保障する環境の維持向上に向けてこれからも努めてまいりたいと思います。何より安心して子どもを産み育てることのできる社会の実現に向けて鋭意取り組んでまいり所存でございます。

結びに、皆様の引き続きましてのお力添えをお願い申し上げまして、私からのご挨拶といたします。

本日はありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

## 委員自己紹介

## 事務局紹介

### 4 議事

(1) 会長、副会長の選出（委員発言■、事務局発言○、決定事項は◎ゴシック下線）

○ 会長及び副会長を各1人置き、会長及び副会長の選任は委員の互選によるとなっているが、推薦者はいかがか。

■ 前回の保育料審議会の委員でもあった、榎田委員を会長、加藤委員を副会長に推薦する。

■ 異議なし。

◎ 会長…榎田委員、副会長…加藤委員に決定

(2) 市長諮問

市長より諮問

『武蔵野市保育の実施に関する条例の改正について』

前回の保育料審議会において、保育料の改定とともに定期的な審議会の開催についても答申をいただいたことから、今年度、保育料審議会を設置することといたしました。子ども・子育て支援新制度への移行後3年が経過した中で、保育料改定についてご審議いただき、貴審議会の意見を求めます。

(3) 審議会の進め方について

(4) 審議会の運営、日程ほか

【事務局より説明】(3)(4)について、資料4「武蔵野市保育料審議会について」及び資料5「武蔵野市保育料審議会の運営について(案)」により説明

①会議の公開について

◎審議会は原則として公開する。ただし、会議を非公開とする審議会の議決があったときはこの限りではない。

②会議録について

◎会議要録を作成する。発言者は委員及び事務局発言かどうかわかるような公開とし、委員の氏名の公表等はしない。

③会議資料の公開について

◎会議で配付した資料は、原則会議要録の公開とあわせてホームページにより公開する。

④会議の時間について

◎午後7時から開会し、原則として2時間以内とする。委員の合意を得た場合には延長ができる。

⑤会議の日程・場所について

**◎原則、平日夜間に行い、2回目以降の開催日を第1回の中で決定する。会議の場所は市役所の会議室とする。**

⑥答申の取りまとめについて

**◎審議会の審議は3回とする。ただし、諮問内容について協議が必要と委員が合意した場合については、さらに追加して審議を行う。審議は、委員の任期である12月28日をもって終局し、答申等による細かい字句の修正、訂正等については正副会長に一任する。**

【審議会の傍聴要領について事務局より説明】資料6「武蔵野市保育料審議会傍聴要領(案)」により説明。

- 審議会の会議は公開を原則とする。ただし、会議を非公開とする審議会の議決があった場合はこの限りではない。
- 傍聴人の定員を20人以内とする。
- 傍聴できますという広報についてはどうなっているのか。
- 公開するかをこの審議会で諮る必要があったため、今回についてはご案内していない。2回目以降については、日程により可能であれば市報、市報掲載ができなければホームページ等で周知する。

**◎ 「武蔵野市保育料審議会傍聴要領(案)」に則り、審議会は公開とし、傍聴を認める。なお、傍聴人の定員は20人以内とする。**

(5) 武蔵野市の保育と保育料の現状について

【事務局より説明】 子ども育成課長より、平成30年度保育施設のしおり(平成29年9月作成)(資料9)、幼稚園・認定こども園ガイド(平成29年9月作成)(資料10)、前回答申「武蔵野市の保育の実施に関する条例の改正について(答申)」(資料13)、保育関係事業費(決算額)の推移について(資料16)、決算額による保育所運営事業費(資料17)、保育料徴収基準額(資料18)、0～5歳児の就園状況(平成26年度～30年度)(資料19)、私立幼稚園関係補助金一覧(保護者・幼稚園)(資料20)、年齢別認可保育施設の費用負担と保育料(年額)(資料21)、26市・23区認可保育施設保育料、認可外助成金等一覧(資料22)、認可外保育施設入所児童保育助成金の推移について(資料23)、幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会 報告書(資料24)、子ども・子育て支援新制度施行後の動きと見直しの検討について(子ども・子育て会議(第35回)内閣府資料)(資料25)を説明した。

保育施設整備担当課長より武蔵野市認可保育施設の入所状況及び待機児童数の推移(5年間)について(資料14)・保育施設定員拡大数の推移(5年間)について(資料15)を説明した。

■ この審議会に諮問された保育料を改定するかどうか、また、それに関するこの意見を求められるために必要な資料の説明があった。次回から意見をいただくことになる

ので、資料に関してわからないところなど質問があるか。

■ 前回の論点のところから議事を読んで気になった点があって、3歳の保育料については別途設けるという形になっていて、その差額というのが結構大きいといっても、1歳・2歳の差額のほうが大きいと思うが、そこを分けるという論点にはならなかったのか。

○ まず、国の基準としては3歳以上児と3歳未満児という2つの区分がある。平成24年と26年では、まず3歳児の保育料を設けた。よって、3歳児と4・5歳児ということで分けている。それを国と同様に合わせるのかどうかというのが前回の議論で行われたが、負担割合としては3歳児も職員の配置基準等もあるので、3歳児はそのまま別建てでいくとの議論になった。それと同時に、0、1、2歳のところについても、やはり0歳の保育は職員の配置基準上でも3対1という手厚い保育がなされるということで、そこは別建ての保育料を立てるということで、0歳児、1・2歳児、3歳児、4・5歳児という区分がなされたということで認識をしている。

■ もともとの基準から3歳児だけ別建てにするかしないかという議論にはなったけれども、1歳児と2歳児を分けるという議論にはならなかったということか。

○ 前回の審議会の中ではそういった議論にはならなかった。

■ 資料17の帯グラフで、平成28年度の決算は「市単独事業支出総額」という部分があって、平成29年度の記載が「市支出総額」と書いてあるが、これは同じ意味ということか。

○ 同じことを示している。

■ 資料17の保育所等運営事業費支出総額が、その前の資料16の保育関係事業費の数字とマッチしないが、ご説明いただきたい。

○ こちらについては、児童1人当たりの保育所等事業費内訳の表の下、「保育所等運営事業費支出総額とは」という説明にあるとおり、施設整備費として支出したものを除いた金額になる。

○ 補足で、資料16の保育園関係事業費については、児童福祉費というのは子ども関連分野のもの、例えば児童手当など、さまざまな決算額が合計されている金額になっているので、その部分で保育園に係る部分だけピックアップした62億3千900万の保育関係事業費とは、数字としては切り口が全然違うという形になり、資料17の数字とは合わないこととなる。

■ 市の単独事業の支出というのは、具体的には何を指しているのか。

○ 本日の資料8「武蔵野市保育概要」の15ページにあるとおり、保育所に対して保育の質を向上させ、より手厚く保育をしていただくためにさまざまな助成をしている。先ほどの資料17の一覧表、左側の方は公定価格分、これは国の基準で決められた部分になり、地域差は若干あるけれども、全国一律でお支払いをする額となる。公定価格だけで運営している地域もあるが、武蔵野市ではいろいろと事業者に市単独で加算をしている。

これは全て市が独自で加算をしているという形になる。

より手厚い保育をしてもらうためにということで、細かいいろいろなものが条件としてあるが、園ごとに合致するものに対して運営費、公定価格分に上乗せて市加算を出している。その部分がこちらの市単独事業支出総額という形になってくる。

公立保育園に関しては、先ほどの資料 16「保育園費」が公立4園の運営費になる。人件費が一番大きく、園を運営していくための運営費、その分が入ってくるという形が市の単独事業になる。

■ 先ほど委員からの話で、前回のところにも少し触れたが、前回の審議会のときには、保育所の場合の国基準でいうと25%個人負担というのがあるのだが、武蔵野市は27階層、非常に所得も含めてきめ細やかにつくっている中で、財政のことも考えながらどういうところに公平感があるのかということについて議論をずっとしてきた。

最後積み残してしまったのが、1号認定子どもは国基準のまま4段階で保育料を設定して、それについては前回の答申の7ページの【2】の上のところ十分に審議を尽くせなかったというような記述もあって、そのあたりは積み残しにはなっている。今回の議論は、幼児教育の無償化が1年後に行われるので、それまでどのように考えるのかとか、無償化されたとしてどこを調整するとみんなにとって公平な子育ての仕組みがつかれるかというあたりかなと思っている。

■ 今、市内には認定こども園が1園しかないということだが、公費の投入のところで給食費、主食の話が資料13の14ページに出ていたかと思う。1号認定から3号認定の食費における考え方ということで、1号と2号が混在する場合の給食費の現状はどうなっているのかを教えてください。1号の子がお昼ご飯はお弁当で、2号の子は給食が出るというような仕組みになっているのか。

○ 今現在、市内には境こども園1か所しかないが、こちらについては1号・2号については給食費を別建てで取っておらず、保育料のみを徴収している。

■ 1号と2号と混在して通園しているのか。

○ 通常の保育所は0から2歳の3号と3歳以降の2号のお子さんである。1号というのは幼稚園のお子さんである。このことから、1号の幼稚園、それから2号の保育園の部分で給食費の比較をした。実は、これも議論の対象になったのだが、武蔵野市は、認定こども園というのは1号、2号、3号、全員いる形になる。1号は認定こども園の幼稚園部分、2号・3号は保育園部分という形で混在するような形となっている。

幼稚園と境こども園の給食費の取り扱いをどうするのかというところも、前回の保育料審議会の中でも議論しているが、境こども園に関しては、もともと公立の幼稚園であったということもあり、給食費に関しては今2号、3号に合わせて1号でも別途徴収をしていない形になっている。ただ、ほかの自治体の認定こども園は、幼稚園から認定こども園に派生している場合が多く、給食費を別途取っている場合が多い。境こども園は保育園型というところがあって、より保育園に近い認定こども園になっているという

ころがあり、園の中で給食費を1号だけ取って2、3号は取らないというような形は、公平感はどうなのだということがある。

ただ、逆に1号だけ見ると、ほかの周りの幼稚園は取っており、認定こども園は取っていない。ここの不公平感はないかという議論はあり、継続協議中という形になっている。

■ 境こども園はお弁当を持っていっていないということか。

○ 境こども園では給食が出ている。

■ 国の徴収基準との関係だが、資料17と18で話があったのではないと思うが、前回の答申を読ませていただいても50%を下回るか下回らないかあたりが国の徴収基準との関係で一つ目安なのだろうと思う。

資料17は全体像を示していて、資料18は個別の段階での比較ということになるが、例えば資料17の上の図の一番左側が国徴収基準額となっていて、下に民間保育料等があるわけだが、この割合がその50%と読めばいいのか。

○ 資料17の平成29年度決算の資料をご覧いただきたい。こちらについては、全体の徴収基準額の比較という数字ではないが、私立保育園の徴収基準額となっている。これは市が徴収しているが、地域型施設とかほかの施設は自園での徴収となっており、市の歳入には入ってこないということになる。ここで示しているのは民間保育園の保育料での比較ということで、一番上のほうに国徴収基準額ということで9億24万3千140円とあるのは、保育所とこども園、地域型の合計額となっている。このうちの私立保育園の額が7億9千231万9千240円あり、これを分母にし、そこにある3億9千969万2千760円、こういった形での私立保育園での国徴収基準額の割合だと50.45%ということでの国の徴収基準額の半分を上回っているという状況になる。

全体については、ここに各施設で取っている徴収額を加味する必要があったり、市の支出総額の中に入っている公立保育園料も含めて算定する必要があり、今手元にそれらの資料がないので、私立保育園の保育料ということではそのような数字になる。

○ もう少し簡単に言うと、昔は計算の仕方が単純だった。保育園も認可しかなかった時代にはもう少し単純だったので、50%を下回った場合には保育料の見直しをしましようにみたいな基準が10年ぐらい前はあったが、今は地域型があったり短時間の人がいたり標準時間の人がいたり複雑になっているため、単純に計算ができなくなっているという状況がある。したがって、この表だけだと説明が難しい。

今、総合的に見ると50%を割っている部分もあるが、保育園だけ見ると50%を超えているという形になる。

■ 先ほどの食事のところでは、新制度における1号と2号のところはすごくわかりやすい違いが出ている。1号については、食事代はお弁当の園もあるし給食の園もあるが個人負担。2号になったら給食費に関しては公費負担ということになる。一緒に暮らしている境こども園の場合は1号の方だけは給食費を取るということになるとすごくもめるので、市が負担してくださるとよい。おおよそ1号で言われている幼稚園の子どもた

ちはずっと個人負担でお昼は食べるし、課税対象になる。それは結局、1号は教育、2号になった途端に福祉の考え方が入るのでそうなる。今度は、福祉は福祉の中で、食費がインクルードされているのかとなれば分かっている。

本来、今の国の会議では筋でいうと食費は外出しが基本なのだろうが、今までずっと出していたから、食費をこれから個人負担にしますというのは皆さんの理解を得られるものなのかどうかということが一方であって、今度は一緒に暮らしている1号の子どもの食費というのはどう考えればいいのか。2号になった途端に公費が入って、1号のままですと、要するに専業主婦で教育だけを求めている方にはずっと個人負担をしてもらうということがフェアなのかというあたりは市の中でも議論はあるのだろうと思う。

■ 資料21は認可保育施設だけの話なのでしょうけれども、これはわかりやすい表だと思う。保育原価がこのようにあるならば、総額というか年齢ごとの保育原価みたいなものを誰がどの程度負担するのか。具体的には国が、あるいは都あるいは武蔵野市が負担するのか。その中から親御さんにはどの程度の負担をしていただくのかという大枠の議論がないと理解できないので、できましたら事務局のほうで認可保育施設だけでなく、ほかのいろいろな保育施設に関しても似たような、大枠でざっくりで何歳にはどのぐらいの保育費用がかかるか原価原案みたいなものをつくることはできるか。

○ 幼稚園は民間園なので、なかなか把握できる部分とできない部分がある。単純に何歳児が幾らというような計算はできかねるかなと思うが、他の施設ということでもこちらでは認可保育施設、それから認証保育所等でも国や東京都から入ってくるお金ということで計算はできるが、その人数とか、例えば認可外保育施設でも市内にあるかないかでも状況把握等も含めてなかなか難しいところがあり、どのようにお示しできるかというのは事務局でも検討させていただきたい。

■ 園児が120人ぐらいいる認可保育園で、月に2回0歳児だけの健康診断をしているが、保育士はすごく大変だと感じている。費用がかかって当然だなと思うが、その辺りを公がどの程度配慮すべきなのかみたいなことを考えていきたい。

○ 資料21を使って少し説明をすると、保育料は応能負担になるので、所得に応じて保育料は変わってくる。幼稚園の場合は応益負担、受益した分だけ払うというような考え方なので、この資料21の表も0歳児だと利用者の方の負担額が4.1%しかないと見えるが、実際には高い人もいれば低い人もいる。5歳児で見ると、16.4%利用者の負担があるが、これは平均なので、一番高い人は7万9千円月額となり、年額で80万円以上お支払いいただいている。これはあくまでも平均の表であり、何%がいいかという単純なものではない。

○ 前回の保育料審議会は12回開催して市民ヒアリング等を行った。今回は3回という形でご提案をさせていただいている。それは委員からもお話があったが、現在国のほうで幼児教育の無償化の話が出ていることから、前回の諮問の中にある1号認定の子どもの保育料についても、幼児教育の無償化になるとその議論は無駄になってしまうので、

そういうことも勘案し、今は保育料を値上げとか値下げとか、そういう時期ではないかなと考えている。幼児教育の無償化の動向もあるので、その上でどんな附帯意見をつけていただくかというあたりが焦点になるのかなと考えている。3回の開催なので、次回、事務局のほうからたたき台というか素案のようなものをお示ししたい。

■ 保育料を改定するというだけでなく、約1年後に無償化という動きがあって、そこへの動きがなかなか見えてこない中で今改定するのかということも含めてご審議いただいて、附帯の事項にどのようなものをつけていくかなどを考えていきたいという事務局の考えだ。その素案が次回出されるということなので、それをご覧になってまた次回ご意見をお寄せいただくという流れになるが、よろしいか。

■ 異議なし。

#### (6) その他

○ 次回の日程について、来月10月16日火曜日の19時から、会場は市役所の413会議室として開催したい。

■ それでは、これで本日の会議は終了させていただきたい。